

迷惑電話データベースの提供サービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、本サービスの提供条件、株式会社 シー・ティー・ワイ（以下「当販売会社」といいます。）、トビラシステムズ株式会社、及び本サービスをご利用頂くお客様（以下「お客様」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際し、お客様は本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（本規約の適用範囲及び変更）

- 1 本規約は本サービスの提供及びその利用に関し、当販売会社、トビラシステムズ株式会社、及びお客様との間権利義務関係を定めることを目的とし、当販売会社、トビラシステムズ株式会社、及びお客様の間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
- 2 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、本サービスを利用いただいたお客様は、本規約に同意したものと取り扱うことができるものとします。
- 3 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、本規約の変更についてCTYインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
- 4 本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、各用語は次の意味を有するものとします。

- 1 「本サービス」とは、当販売会社とお客様との間で迷惑電話データベースの提供サービス契約を締結することにより、当販売会社がトビラシステムズ株式会社に委託し、トビラシステムズ株式会社より迷惑電話データベースがお客様に提供されるサービスをいいます。
- 2 「迷惑電話」とは、振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切りその他の電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える結果となる可能性がある電話をいいます。
- 3 「本製品」とは、当販売会社お客様に対して販売する迷惑電話フィルタシステム“CTYトビラフォン”をいいます。
- 4 「ログ項目データ」とは、迷惑電話データベースの作製及び更新に用いられるデータをいいます。
- 5 「迷惑電話データベース」とは、トビラシステムズ株式会社が管理するデータベースで

あって、お客様又は第三者から提供されたログ項目データに基づいてトビラシステムズ株式会社により作製された、着信の拒否を推奨する迷惑電話の電話番号のリストをいい、逐次蓄積されるログ項目データに基づいて当該リストの内容が更新されていくものをいいます。

- 6 「一次データ」とは、お客様からトビラシステムズ株式会社に提供されるログ項目データをいいます。
- 7 「迷惑電話データベース提供サービス契約」とは、本規約（当販売会社とお客様との間の権利や義務の関係を規定する条項に限ります。）、及び支払条件等の当販売会社とお客様との間で締結される本サービスに関する契約をいいます。

第3条（本サービスの提供の中断・停止）

- 1 当販売会社又はトビラシステムズ株式会社は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、お客様に対して事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の利用を一時的に中断又は停止する場合があります。
 - (1) システムの保守、システム障害対応、天災等の不可抗力、その他技術上の理由により本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
 - (2) 本サービスの変更、機能拡張等を行う場合
 - (3) その他、トビラシステムズ株式会社が停止又は中断を必要と判断したとき
- 2 前項について、本サービスの中断又は停止に伴い、お客様に損害、損失その他の不利益が生じた場合でも、当販売会社又はトビラシステムズ株式会社はその責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの内容）

- 1 当販売会社は、お客様に対して迷惑電話データベースを提供します。当販売会社から委託を受けたトビラシステムズ株式会社は、お客様が購入された本製品に迷惑電話データベースを送信し、送信された迷惑電話データベースのデータの全部又は一部を定期的に更新します。迷惑電話データベースを本製品に格納することにより、お客様は、着信を受けた迷惑電話を拒否するか否かを選択できるようになります。また、お客様は、お客様自身が登録したいと思う迷惑電話番号を迷惑電話データベースに登録することができます。
- 2 お客様は、本サービスの提供を受けるにあたり以下の事項を了解したものとします。
 - (1) 迷惑電話データベースの提供を受けることにより、迷惑電話としてお客様が積極的に拒否したいと考える電話番号のみではなく、迷惑電話と判断された他の電話番号（例えば営業や勧誘の電話）も迷惑電話としてお客様に通知・提供されること。
 - (2) 迷惑電話として表示された電話番号に出るか否かの最終的な選択権はお客様にあること。

第5条（支払）

- 1 お客様は、別途定める本サービスの利用料を、別途定める支払条件に基づき当販売会社に支払うものとします。
- 2 当販売会社は、支払方法その他についてCTYインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。

第6条（パスワード及びユーザーIDの管理）

- 1 お客様は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 2 お客様のパスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任はお客様が負うものとし、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は一切の責任を負いません。

第7条（一次データの取り扱い）

- 1 お客様は、トビラシステムズ株式会社に一次データの提供することにあらかじめ同意するものとします。トビラシステムズ株式会社は、提供を受けた一次データを迷惑電話データベースの提供サービスの目的で使用します。
- 2 一次データに関する知的財産権を含めた全ての権利は、お客様がトビラシステムズ株式会社に一次データを提供した時点で、お客様からトビラシステムズ株式会社に譲渡されたものとします。

第8条（禁止事項・遵守事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 当販売会社、トビラシステムズ株式会社、お客様以外の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 当販売会社、トビラシステムズ株式会社、本サービスの他の利用者、又はその他の第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (5) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (7) トビラシステムズ株式会社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセス

- し、又は不当なアクセスを試みる行為
- (8) 使用する本製品に格納された迷惑電話データベースのデータを抜き出す行為
 - (9) 使用する本製品に格納された迷惑電話データベースのデータの解析行為
 - (10) 使用する本製品に格納された迷惑電話データベースのデータについて改変行為
 - (11) その他迷惑電話データベースの提供サービスの正常な提供を妨害するようないかなる行為
 - (12) 第三者になりすます行為
 - (13) 本サービスの他の利用者のID又はパスワードを利用する行為
 - (14) 当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が事前に許諾しない本サービスの宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
 - (15) 本サービスの他の利用者の情報の収集
 - (16) 当販売会社、トビラシステムズ株式会社、本サービスの他の利用者、その他第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - (17) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者をいいます。以下同じ。）への利益供与
 - (18) 当販売会社、トビラシステムズ株式会社、及び本サービスの他の利用者又はその他の第三者の信用を毀損する行為、又はそのおそれがある行為
 - (19) 本製品の再販売行為
 - (20) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
 - (21) その他、当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が不適切と判断する行為

第9条（権利の帰属）

本サービスに関する知的財産権は全てトビラシステムズ株式会社又はトビラシステムズ株式会社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用の許諾は、本サービスに関するトビラシステムズ株式会社又はトビラシステムズ株式会社にライセンスを許諾している者の知的財産権につき使用を許諾することを意味するものではありません。

第10条（本サービスの内容の変更、終了）

- 1 当販売会社又はトビラシステムズ株式会社は、都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。
- 2 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、本条に基づき当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が行った措置に基づきお客様その他の第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条（保証の否認及び免責）

- 1 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、迷惑電話データベースの内容についての正確性、妥当性、適切性その他全ての事項につき一切保証はしません。
- 2 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、本サービスがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、お客様による本サービスの利用がお客様に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 3 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、本サービスの利用不能（サーバーの不具合、毀損、滅失による利用不能を含みますがこれに限られません。）若しくは変更、お客様により提供された一次データの削除、毀損、若しくは消失、迷惑電話データベースの全部若しくは一部の消失、又は機器の故障若しくは損傷その他の本サービスに関してお客様が被った損害（以下「利用者損害」といいます。）につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 4 何らかの理由により当販売会社及びトビラシステムズ株式会社が責任を負う場合であっても、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、利用者損害のうち、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 5 本サービスに関連して、お客様と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は責任を負いません。

第12条（お客様情報の取扱い）

- 1 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社によるお客様の利用者情報の取扱いについては、当販売会社がお客様より頂いた利用者情報については別途当販売会社の定めるプライバシーポリシーの定めによるものとし、トビラシステムズ株式会社がお客様より頂いた利用者情報については別途規定するトビラシステムズ株式会社のプライバシーポリシーの定めによるものとし、お客様はこれらのプライバシーポリシーに従って、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社がお客様の利用者情報を取扱うことに同意するものとします。
- 2 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、お客様より提供された情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、お客様はこれに異議を唱えないものとします。

第13条（通知／連絡）

本サービスに関する問い合わせその他お客様から当販売会社に対する連絡又は通知は、当販売会社の定める方法で行うものとします。

第14条（秘密保持）

お客様は、本サービスに関連して当販売会社又はトビラシステムズ株式会社がおお客様に対して秘密に取り扱うことを定めて開示した非公知の情報について、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第15条（サービス利用契約上の地位の譲渡）

- 1 お客様は、当販売会社の書面による事前の承諾なく、迷惑電話データベース提供サービス契約上の地位又は迷惑電話データベース提供サービス契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保提供、その他の処分をすることができません。
- 2 お客様は、トビラシステムズ株式会社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保提供、その他の処分をすることができません。
- 3 当販売会社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い迷惑電話データベース提供サービス契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。
- 4 当販売会社は、当販売会社とトビラシステムズ株式会社との間で締結されている迷惑電話データベースの提供に関する委託契約が理由の如何を問わず終了した場合、当該終了に伴い迷惑電話データベース提供サービス契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様の登録事項その他の顧客情報を、トビラシステムズ株式会社に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。

第16条（暴排条項）

- 1 お客様は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団構成員、準構成員
 - (3) 暴力団関係企業
 - (4) その他反社会的な行為や反社会的な行為により利益を得ることを目的とする個人及びその構成員
- 2 当販売会社は、お客様が前項（1）～（4）のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、迷惑電話データベース提供サービス契約を解除することができる

ものとしします。

- 3 トビラシステムズ株式会社は、お客様が前項（１）～（４）のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、また何らの責任を負うことなく、お客様に対する迷惑電話データベースの提供に関する全部又は一部のサービスを停止することができ、お客様はこれに対して異議を申し立てないものとしします。この場合、お客様はトビラシステムズ株式会社に生じた損害を全て賠償する責めに任ずるものとしします。
- 4 当販売会社が本条の規定により迷惑電話データベース提供サービス契約を解除した場合には、当販売会社はそれによりお客様に生じた損害の一切について賠償する義務を負わず、お客様は当販売会社に生じた損害を全て賠償する責めに任ずるものとしします。

第 17 条（届出事項の変更）

- 1 お客様は、住所、その他当販売会社への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で変更の届出をするものとしします。
- 2 お客様において合併その他の理由によりその地位の承継があったときは、その地位を承継した法人は特段の意思表示がない限り、迷惑電話データベース提供サービス契約の地位を承継するものとし、その地位を承継した法人は、地位を承継したことを証明する書類を添えて、当販売会社所定の方法により遅滞なく当販売会社及びトビラシステムズ株式会社に届出事項の変更をするものとしします。
- 3 お客様が、本条に定める届出事項の変更を怠ったことによりお客様又は迷惑電話データベース提供サービス契約の地位を承継した法人が不利益を被った場合には、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は一切その責任を負わないものとしします。

第 18 条（解約・サービスの提供の停止）

- 1 当販売会社は、お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなくかつ何らの責任を負うことなく、迷惑電話データベース提供サービス契約を解除できるものとしします。また、トビラシステムズ株式会社は、お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなくかつ何らの責任を負うことなく、お客様に対する迷惑電話データベースの提供に関する全部又は一部のサービスを停止することができ、お客様はこれに対して異議を申し立てないものとしします。
 - （１） 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - （２） 本サービスの利用料の支払いをしない場合
 - （３） 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - （４） 当販売会社又はトビラシステムズ株式会社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
 - （５） お客様が存在しない場合

- (6) お客様について、仮差押、差押、競売、破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立があった場合、又は、公租公課等の滞納による処分を受けた場合
 - (7) その他、当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が、お客様が本サービスの利用を継続することを適当でないと判断した場合
- 2 お客様が前項各号に該当する場合、お客様は当販売会社からの通知を要することなく直ちに期限の利益を喪失するものとします。
 - 3 当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は、本条に基づき当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - 4 お客様が本条第1項各号のいずれかに該当することで、当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が損害を被った場合、お客様に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

第19条（自己責任の原則）

- 1 お客様は、本サービスにおいて拒否した迷惑電話の発信元その他の第三者との間で生じた問題につき一切の責任を負うものとし、当販売会社又はトビラシステムズ株式会社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 お客様が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他のお客様や第三者に対して損害を与えた場合、お客様は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 前2項の他、お客様は、本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとし、当販売会社及びトビラシステムズ株式会社は一切の責任を負わないものとします。

第20条（損害賠償）

お客様が迷惑電話データベース提供サービス契約又は本規約に定める事項に違反したことにより、当販売会社又はトビラシステムズ株式会社が損害を被った場合には、お客様は当販売会社又はトビラシステムズ株式会社に対して当該損害の全額を賠償する責任を負うものとします。

第21条（誠実協議義務）

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、当販売会社、お客様、及びトビラシステムズ株式会社の三者で誠意をもって話し合い、これを解決す

るものとしてします。

第22条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとしてします。

第23条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 本規約及び迷惑電話データベース提供サービス契約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約又は迷惑電話データベース提供サービス規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所にします。

平成26年11月11日制定

令和2年4月1日改定